

**京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金**  
**【森林資源循環利用の促進事業】**  
(地域由来木材製品の新規需要開拓)

**1. 事業の概要**

地域由来の木材を用いた新商品開発や市内事業者の展示商談会への出展、地域材の流通・循環が活性化する事業等を支援します。

**2. 対象事業の内容**

公共向けに広く地域由来木材の利用が周知される事業

- ① 地域由来の木材を用いた新商品開発、販路の拡大
- ② 製品や加工技術の周知のための展示会・商談会への出展
- ③ 市内の商業施設や福祉施設など公共的施設への地域産材活用木製品等の導入

**3. 補助対象者**

市内の林業者、木材加工業者等

**4. 補助金額**

補助対象経費の 1/2 以内の額。ただし、25 万円を補助上限とします。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

**5. 補助対象経費**

資料作成費、通信運搬費、借上料、使用料、出展料、広告料、保険料、原材料費、事業実施に要するその他の負担金等の経費

※人件費、備品購入費、各種手数料等、経常的な活動経費等は補助対象としません。また、事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

**6. 補助金交付の要件等**

- ① 新規性を有する事業であって経常的活動ではないこと。
- ② 事業者の実施計画の提案に基づき実施されるものであること。
- ③ 同一の対象事業、同一の実施主体あたり 1 年度につき各 1 事業を限度とする。
- ④ 地域由来の木材が木製品全体の過半を占めることが明らかなもの。

## 7. 提出書類

### (1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（企画提案書）
- ③ 収支計算書
- ④ 見積書（写）など交付申請額の算出根拠資料
- ⑤ 出展物等対象木製品に関する資料（構造図、イメージ図、写真など）
- ⑥ 企画書や配置図など実施計画が詳細にわかる書類

### (2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書
- ③ 収支精算書
- ④ 請求書、領収書の写し（内訳を含む支払確認ができるもの）
- ⑤ 事業成果を示す写真（活動の様子がわかる写真）

### (3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

### (4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの